

サービス見込み量の第2期実績と第3期見込み

子ども・子育て支援法では、計画期間の各年度における「教育・保育施設の利用量」（幼稚園・認定こども園・保育所等の利用者数）の見込み（需要量）と、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み（需要量）、それらに対する確保内容（供給量の見込み）について、子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。

サービス利用実績や今後のサービス提供体制の見込みなどをもとに、以下のとおり、量の見込みと確保内容を設定します。

なお、実人数は年度当初を基準とし、延べ人数（回数）は4月から翌3月までの期間の合計値です。令和6年度値は、令和6年上半期の動向をふまえた見込値です。

1. 「教育・保育施設の利用量」の見込みと確保内容

就学前教育・保育施設の利用にあたっては、「保育の必要性の認定」を受けます。「保育の必要性の認定」には、0～2歳の3号認定、保育の必要性のある3～5歳の2号認定、保育の必要性がない3～5歳の1号認定があります。

なお、一部の認可外保育施設は、「保育の必要性の認定」を受けなくても利用できますが、本計画の量の見込みと確保内容は、その分も含みます。

保育の必要性の認定の区分

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業

(1-1) 3号認定（0歳）

3号認定（0歳）の利用量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

3号認定（0歳）の利用の見込みと確保内容

（単位：人／月）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	103	107	106	105	103	110	109	106	106	105
第2期実績と 第3期確保内容	79	126	108	99	95	169	169	169	169	169

(1-2) 3号認定 (1~2歳)

3号認定 (1~2歳) の利用量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

3号認定 (1~2歳) の利用の見込みと確保内容

(単位：人/月)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	703	693	671	662	658	687	691	683	677	672
第2期実績と 第3期確保内容	558	592	593	593	606	691	691	691	691	691

うち、3号認定 (1歳)

(単位：人/月)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	/	/	/	/	368	359	357	354	351
第2期実績と 第3期確保内容	266	281	292	279	283	318	318	318	318	318

※第3期計画から、1歳と2歳に分けて算出することとなりました。

うち、3号認定 (2歳)

(単位：人/月)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	/	/	/	/	319	332	326	323	321
第2期実績と 第3期確保内容	292	311	301	314	323	373	373	373	373	373

(2) 2号認定（3～5歳の保育所・認定こども園保育部・認可外保育所利用）

2号認定による利用量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

2号認定による利用の見込みと確保内容

（単位：人／月）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	905	976	997	986	952	1,073	1,038	1,017	986	991
第2期実績と 第3期確保内容	847	952	969	989	1,039	1,068	1,068	1,068	1,068	1,068

(3) 1号認定（3～5歳の幼稚園・認定こども園幼稚部利用）

1号認定による利用量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

1号認定による利用の見込みと確保内容

（単位：人／月）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1,605	1,648	1,716	1,663	1,607	1,085	1,048	1,026	997	1,002
第2期実績と 第3期確保内容	1,347	1,340	1,321	1,245	1,090	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455

(4) 合計

0～5歳、1～3号認定を合計すると、以下のとおりです。

就学前教育・保育施設の利用の見込みと確保内容

（単位：人／月）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	3,316	3,424	3,490	3,416	3,320	2,955	2,886	2,832	2,766	2,770
第2期実績と 第3期確保内容	2,686	2,862	2,845	2,771	2,679	3,383	3,383	3,383	3,383	3,383

2. 「地域子ども・子育て支援事業」等の量の見込みと確保内容

子ども・子育て支援法では、「地域子ども・子育て支援事業」についても、量の見込みと確保内容を子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。

「地域子ども・子育て支援事業」は、国・都道府県による交付金等での支援のもと、市町村が地域の実情に応じてメニューを選んで実施する事業で、下記の表の(1)～(16)のメニューがあります。

なお、(12)～(14)は、令和6年4月から児童福祉法改正に伴い創設された「地域子ども・子育て支援事業」、(15)は「地域子ども・子育て支援事業」に編入された事業です。

また、(16)は、令和7年4月から子ども・子育て支援法改正に伴い創設される制度で、「地域子ども・子育て支援事業」ではなく、就学前教育・保育施設の利用にあたっての(義務的)給付サービスですが、本資料では、「地域子ども・子育て支援事業」等として一連の流れの中で掲載します。

「地域子ども・子育て支援事業」等のメニュー項目

(1) 利用者支援事業
(2) 地域子育て支援拠点事業
(3) 妊婦健康診査
(4) 乳児家庭全戸訪問事業
(5) 養育支援訪問事業
(6) 子育て短期支援事業
(7) ファミリー・サポート・センター事業
(8) 一時預かり事業
(9) 延長保育事業
(10) 病児・病後児保育事業
(11) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
(12) 子育て世帯訪問支援事業
(13) 児童育成支援拠点事業
(14) 親子関係形成支援事業
(15) 産後ケア事業
(16) こども誰でも通園制度

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業」は、子どもやその保護者、または妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など行う事業です。基本型・特定型、こども家庭センター型（令和5年度まで母子保健型）、地域子育て相談機関型があります。

「利用者支援事業」は、箇所数のみ計画に位置づけることとされています。

「利用者支援事業」の第2期実績と第3期確保内容

(単位：箇所)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
基本型・特定型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型 (令和5年度まで母子保健型)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関型						0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場・地域子育て支援センター）

「地域子育て支援拠点事業」（つどいの広場・地域子育て支援センター）は、主に未就園の0歳～3歳の乳幼児とその保護者が気軽に集い、親子で交流したり、育児についての相談や情報提供、子育て講座を実施したりする事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「地域子育て支援拠点事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	21,102	21,228	20,942	20,805	20,611
第2期実績と 第3期確保内容	12,812	13,860	15,861	19,059	21,765	21,102	21,228	20,942	20,805	20,611

(3) 妊婦健康診査

「妊婦健康診査」は、医療機関における妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。市で母子健康手帳の交付時に受診券（14回分）を配布して助成を行っています。

健診回数に関する量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「妊婦健康診査の健診回数」の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	8,638	8,442	8,372	8,302	8,176	6,418	6,374	6,308	6,275	6,175
第2期実績と 第3期確保内容	8,158	7,981	7,043	6,705	6,540	6,418	6,374	6,308	6,275	6,175

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業」は、生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「乳児家庭全戸訪問事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	617	603	598	593	584	527	523	518	515	507
第2期実績と 第3期確保内容	659	609	585	591	537	527	523	518	515	507

(5) 養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業」は、児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を家庭訪問支援員が訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「養育支援訪問事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	10	10	10	10	10	260	256	251	246	246
第2期実績と 第3期確保内容	95	135	107	37	264	260	256	251	246	246

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

「ショートステイ」は、保護者が疾病、疲労などの理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難な場合に児童養護施設などで子どもを一定期間預かる事業です。また、「トワイライトステイ」は、保護者が仕事などの理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭における子どもの養育が困難な場合に児童養護施設などで子どもを保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業で、本市では未実施です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「ショートステイ」の量の見込みと確保内容

(単位：人日／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	27	27	27	27	26	48	48	47	47	46
第2期実績と 第3期確保内容	2	38	8	28	48	48	48	47	47	46

(7) ファミリー・サポート・センター事業

「ファミリー・サポート・センター事業」は、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）とが会員となって相互援助を行う事業です。

就学児分の量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

なお、未就園児分の量の見込みと確保内容は、「教育・保育施設の利用量」や「一時預かり」の内数です。

「ファミリー・サポート・センター事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	100	100	100	100	100	519	515	510	504	496
第2期実績と 第3期確保内容	369	435	427	506	520	519	515	510	504	496

※第2期の量の見込みは就学児分のみで、第2期実績、第3期量の見込み、第3期確保内容は、未就学児も含んでいる。

(8) 一時預かり事業

「一時預かり事業」は、家庭で日中保育することが一時的に困難となった就学前児童について、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育などを行う事業です。幼稚園・認定こども園教育部の通常就園時間後の「預かり保育」や保育所・認定こども園保育部等での「一時保育」があります。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「幼稚園・認定こども園教育部の預かり保育」の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	12,709	12,285	12,028	11,671	11,733
第2期実績と 第3期確保内容	9,970	12,344	10,249	12,770	12,770	12,709	12,285	12,028	11,671	11,733

「保育所・認定こども園保育部の一時保育」の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	303	299	299	295	289	78	76	75	74	74
第2期実績と 第3期確保内容	117	168	168	79	79	78	76	75	74	74

(9) 延長保育事業

「延長保育事業」は、2号・3号認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園などで保育を行う事業です。量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「延長保育事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人日／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	500	500	500	500	500	863	849	834	818	817
第2期実績と 第3期確保内容	465	717	784	877	877	863	849	834	818	817

(10) 病児・病後児保育事業

「病児・病後児保育事業」は、子どもが病気にかかり、保護者も仕事などで子どもを看られない時に、小児科部門を持つ医療機関との連携を図った保育所などで、病気の子どものを一時的に保育する事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「病児・病後児保育事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人日／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	4,145	4,079	4,008	3,932	3,926
第2期実績と 第3期確保内容	3,522	3,510	3,384	4,214	4,214	4,145	4,079	4,008	3,932	3,926

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

「放課後児童健全育成事業（学童保育所）」は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図る事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「放課後児童健全育成事業（学童保育所）」の量の見込みと確保内容

（単位：人）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	866	930	976	1,009	1,049	966	963	959	954	931
第2期実績と 第3期確保内容	957	913	927	970	956	975	975	1,125	1,125	1,125

(12) 子育て世帯訪問支援事業

「子育て世帯訪問支援事業」は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に事業です。

量の見込みと確保内容は、以下のとおりです。

「子育て世帯訪問支援事業」の量の見込みと確保内容

（単位：時間／年）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み						720	720	720	720	720
第2期実績と 第3期確保内容				33	600	720	720	720	720	720

(13) 児童育成支援拠点事業

「児童育成支援拠点事業」は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

市町村が実施主体となり（委託可）、定員20人を基本に、管理者又は支援員のうち1人以上が常勤といった要件がある専門サービスです。

新規事業であり、本市では、実施の方向は未定です。

(14) 親子関係形成支援事業

「親子関係形成支援事業」は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

量の見込みと確保内容は、以下のとおりです。

「親子関係形成支援事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	/	/	/	/	96	96	96	96	96
第2期実績と 第3期確保内容	0	58	44	36	96	96	96	96	96	96

(15) 産後ケア事業

「産後ケア事業」は、生後1年未満の赤ちゃんとお母さんに、助産師等が、体調やこころのケア、授乳や沐浴のアドバイス、赤ちゃんの発育の確認などを行う事業で、日帰り型、宿泊型、訪問型があります。

「産後ケア事業」(通所型・訪問型)の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	/	/	/	/	85	85	85	85	85
第2期実績と 第3期確保内容	57	99	88	99	85	85	85	85	85	85

「産後ケア事業」(宿泊型)の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	/	/	/	/	40	40	40	40	40
第2期実績と 第3期確保内容	36	34	21	25	40	40	40	40	40	40

(16) こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、0～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。令和7年度から創設されますが、新規事業であり、本市では、実施の方向は未定です。

必須事業であり、福津市でも実施していくこととなりますが、量の見込みと確保内容は、まだ、算出できていません。

「こども誰でも通園制度の利用定員」の量の見込みと確保内容

(単位：人/日)

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み					
第2期実績と 第3期確保内容					

〔参考〕 こども誰でも通園制度の概要

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号） ～こども誰でも通園制度の概要～

制度概要

- 児童福祉法において「**乳児等通園支援事業**」(※1)を規定。
(※1) 保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「**乳児等のための支援給付**」を規定。
- 利用対象者は、**満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、子どものための教育・保育給付を受けていない者**(※2)とし、**月一定時間までの利用可能枠**(※3)の中で利用が可能。
(※2) 0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
(※3) 市町村は、利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。
具体的には、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額に、利用時間（10時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間が上限）を乗じた額を支給する。
また、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であつて内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和8・9年度の2年間の経過措置）。
- 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする(※4)。
(※4) 国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市町村は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う（市町村は、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、設備運営基準に関する条例を制定）

等

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 115自治体に内示（令和6年4月26日現在） ・ 補助基準上一人当たり「月10時間」を上限 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律上制度化し、実施自治体数を拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律に基づく新たな給付制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全自治体で実施（※経過措置あり） ・ 内閣府令で定める月一定時間までの利用枠

〔参考〕人口推計

計画期間における対象人口の推計値は、以下のとおりです。

対象人口の推計値

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	581	577	571	568	559
1歳	631	618	613	608	605
2歳	635	663	649	645	640
3歳	743	664	691	678	674
4歳	758	764	685	713	700
5歳	778	775	781	702	730
6歳	820	802	798	805	726
7歳	879	829	811	807	814
8歳	873	889	839	821	818
9歳	858	880	896	846	828
10歳	851	866	888	904	854
11歳	855	857	871	894	910
〔再掲〕0～2歳	1,847	1,858	1,833	1,821	1,804
〔再掲〕3～5歳	2,279	2,203	2,157	2,093	2,104
〔再掲〕0～5歳	4,126	4,061	3,990	3,914	3,908
〔再掲〕6～11歳	2,572	2,520	2,448	2,433	2,358